

議 員 各 位

参議院事務局庶務部議員課

### 参議院国会議員政策担当秘書選考採用審査認定の実施について（お知らせ）

参議院国会議員政策担当秘書選考採用審査認定を下記の要領で実施しますので、お知らせいたします。各議員から、政策担当秘書として採用したい者 1 名について、参議院選考採用審査認定委員会に申請することができます。

選考採用審査認定は、原則として年 1 回の実施となっておりますので、審査対象者の要件、申請受付期間等を確認のうえ、お早めにご申請ください。

#### 記

#### 1 審査対象者の要件及び確認書類

本年度の申請による採用が可能となる令和元年 11 月 1 日現在において 65 歳未満の者（昭和 29 年 11 月 3 日以降生まれの者）で、かつ、次の（1）～（5）のいずれかに該当する者です。

##### （1）高度の試験合格者

司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用 I 種試験若しくは外務公務員採用 I 種試験又は選考採用審査認定委員会が定める試験のいずれかに合格している者 ※国家公務員採用総合職試験を含む。  
なお、参議院選考採用審査認定委員会が定める試験は次のとおりです。

医師国家試験 歯科医師国家試験  
衆議院事務局職員採用 I 種試験  
参議院事務局職員採用 I 種試験  
衆議院法制局職員採用 I 種試験  
参議院法制局職員採用 I 種試験  
国立国会図書館職員採用 I 種試験  
裁判所職員採用 I 種試験  
防衛庁職員採用 I 種試験

**【要件確認のため提出する書類】…合格証書又は合格証明書**

※ 合格証明書は、本年 5 月以降に発行されたものを提出してください。

## (2) 税理士・司法書士 (①かつ②に該当する者)

- ① 税理士又は司法書士の資格を有する者の業務に従事した期間が5年以上であること
- ② 以下の「当該業務の補助の業務その他の審査認定委員会が認める業務」に従事した期間と、①の期間を合算した期間が10年以上であること

### 税理士

- ・国税庁、国税局、税務署等の官公署における国税又は地方税に関する業務
- ・大学等において税法又は会計学に属する科目等の教授、准教授又は講師としての業務
- ・税理士法人、弁護士法人、監査法人等における租税又は会計に関する業務

### 司法書士

- ・裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官、検察事務官、簡易裁判所判事、副検事としての業務
- ・大学等において法学に属する科目等の教授、准教授又は講師としての業務
- ・司法書士法人、弁護士法人等における法務に関する業務

### 【要件確認のため提出する書類】

税理士……合格証書又は合格証明書等 及び 税理士証票

司法書士…合格証書又は合格証明書等 及び 司法書士登録証

※ 合格証明書は、本年5月以降に発行されたものを提出してください。

## (3) 博士号取得者

博士の学位を授与されている者

### 【要件確認のため提出する書類】…学位記又は学位授与証明書

※ 学位授与証明書は、本年5月以降に発行されたものを提出してください。

※ 法科大学院の課程修了者が授与される法務博士は、専門職学位であるため該当しません。

## (4) 著書等を有する者 (①かつ②に該当する者)

- ① 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して10年以上であること
- ② 専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること

### 【要件確認のため提出する書類】…審査対象者の氏名が執筆者として記載されている著書、論文、解説3点以上及び当該著書等に関する書評、論評等がある場合にはその写し

※ ②には、専門分野に関して学会誌等の専門誌又は雑誌、新聞、機関誌に掲載された論文、解説及び電子媒体による記述でこれらに類するものも含まれます。ただし、自費出版、社内誌、同好会誌、ミニコミ誌、その他広く一般に流通していないものに掲載されたものは除かれます。

※ 著書等は原本が必要です(外国語の場合は邦文抄訳を添付してください)。審査結果の通知の際に返却いたします。

## (5) 公設秘書歴があり政策担当秘書研修を修了した者

一定期間以上の公設秘書（第一秘書・第二秘書）歴がある者で、かつ、各議院事務局が実施する政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けている者

### 【要件確認のため提出する書類】…研修修了証書

※ 詳細は、同封の「参議院国会議員政策担当秘書研修の実施について（お知らせ）」をご参照ください。

※ 次のいずれかに該当する者は、選考採用審査認定を受けることができません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

## 2 申請受付期間

(1) 高度の試験合格者、(2) 税理士・司法書士、(3) 博士号取得者、(4) 著書等を有する者

8月1日（木）～9月20日（金）

(5) 公設秘書歴があり政策担当秘書研修を修了した者

9月25日（水）～9月27日（金）

## 3 申請手続

(1) 「審査対象者の要件」及び「申請する議員氏名」の確認

前述1に記載の「要件確認のため提出する書類」を持参のうえ、議員課へお越しください。「要件」及び「申請する議員氏名」を確認いたします。（代理可）

議員課政策担当秘書係（参議院議員会館地下2階）  
内線 74216・74217 直通 03(5521)7485

(2) 申請書類一式の手交

前述(1)の確認後、下記申請書類のうち、①～③の書類をお渡しします。

- ① 政策担当秘書選考採用審査認定申請書（様式1）
- ② 審査対象者が要件に該当することを申請議員が証明する書類（様式2）
- ③ 履歴書（所定の様式、**写真**（縦3cm×横2.5cm）1枚貼付）  
※ 本年度の参議院国会議員政策担当秘書研修の修了証書の交付を受けた者については、政策担当秘書研修の受講申請の際に提出した内容から変更がなければ、提出は不要です。
- ④ **住民票**（本年5月以降発行のもので、  
本籍地の記載があり個人番号の記載がないもの）

### (3) 申請書類一式の提出

申請受付期間内に議員課へお越しのうえ、上記①～④をご提出ください。(代理可)

#### 申請受付期間

(1) 高度の試験合格者、(2) 税理士・司法書士、(3) 博士号取得者、(4) 著書等を有する者

8月1日(木)～9月20日(金)

(5) 公設秘書歴があり政策担当秘書研修を修了した者

9月25日(水)～9月27日(金)

#### お問い合わせ先

参議院事務局庶務部議員課政策担当秘書係 (参議院議員会館地下2階)  
電話 03(3581)3111 内線 74216・74217 直通 03(5521)7485

選考採用審査認定関係日程について

※ (1) ~ (5) のいずれかの要件に該当する者 1 名について申請が可能です。

- 【要件】(1) 高度の試験合格者  
(2) 税理士・司法書士  
(3) 博士号取得者  
(4) 著書等を有する者

- 【要件】(5) 公設秘書歴があり  
政策担当秘書研修  
を修了した者

